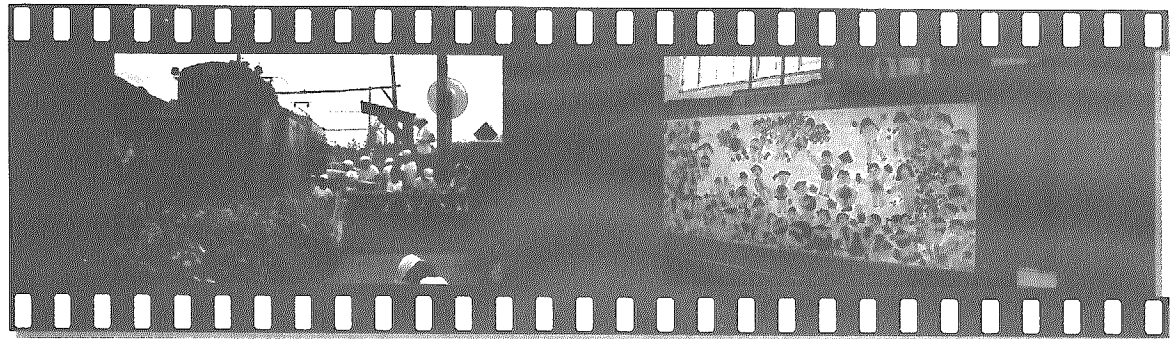
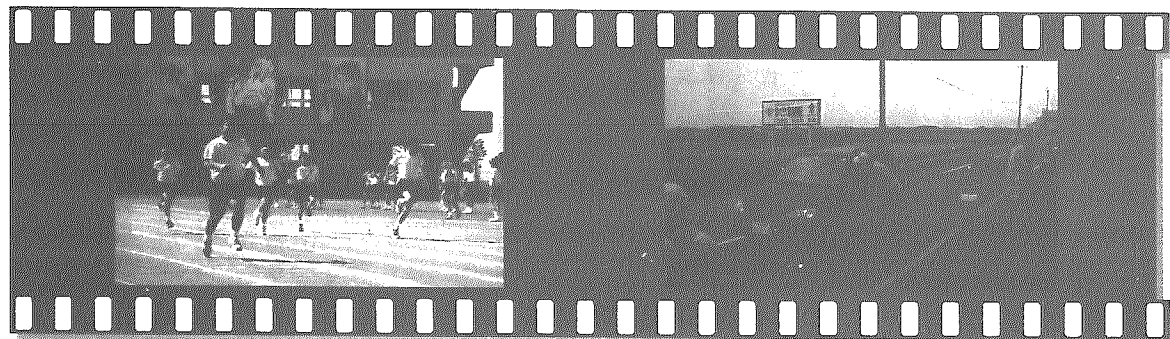


9 月のできごと



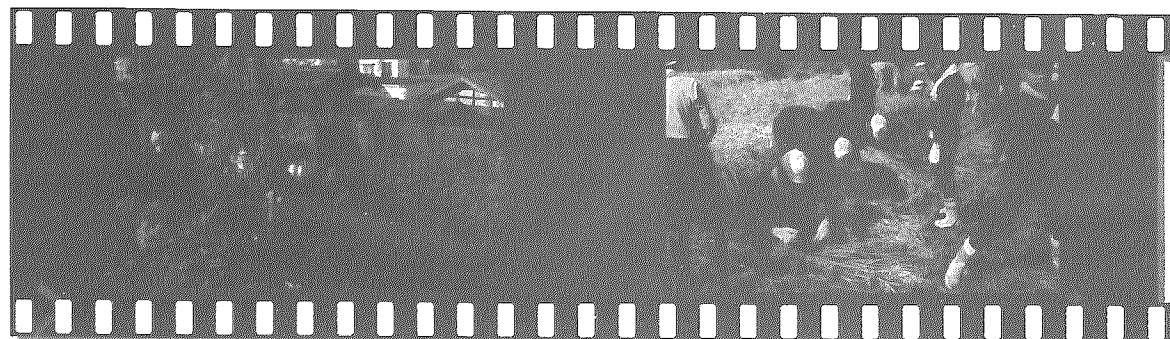
村内オリエンテーリング。
村内を歩き、高学年が低学年を
おんぶし歩く姿がありました。

保育園で育てたトマト・きゅう
り・スイカを収穫しているところ
をはり絵にしました。



中学校運動会。ゴール目指し全
力疾走!! 1着でゴールしたのは……。

事故なしを配り村内の交通事故
シャットアウト!! 安全運転に努
めてください。



遊歩道を草刈り。
朝早くから多くの方々が参加し
てくれました。大変ありがとうございました。
ございました。

稲刈り、初体験? 慣れない手つ
きで稲を刈ったり、束ねたり。
貴重な体験でした。

平成17年1月より 戸籍事務を コンピュータ化します



月潟村では、新潟市との合併を機会に、戸籍事務のコンピュータ化を行うために準備をしています。コンピュータ化の対象となるのは、「現在月潟村に本籍がある方」です。
これにより、婚姻や出生をはじめとした各種届出の処理が、正確かつ迅速化されるとともに、戸籍の各種証明書の発行についても、窓口でお待ちいただく時間を大幅に短縮できるようになります。
ところで、コンピュータ化を図ることで、現在の取扱いと変更される点がいくつかあります。
変更点は以下のとおりですので、ご理解とご協力をお願いします。

● 証明書の様式・名称の変更

項目	変更内容	
	現在	コンピュータ化後
名称	戸籍謄本(全員)	全部事項証明書
	戸籍抄本(個人)	個人事項証明書
様式	B4版横長(戸籍謄本)	A4版縦長
	B5版縦長(戸籍抄本)	
書式	文章体縦書き	項目別横書き
公印	朱肉の公印(朱肉印)	黒色の公印(電子印)
用紙	普通のコピー用紙	透かし模様入り偽造防止用紙

● 字体の正字化

コンピュータ化にともない、今後戸籍記載に使用する文字の統一を行います。
現在の戸籍には様々な字体が採用されており、その全てが辞典に載っているものとは限りません。
コンピュータ化にともなって、それらの字体のうち、書きぐせや当て字(注)など辞典に記載が無い文字の解消を行います。
戸籍法では、戸籍に使用する文字は「常用漢字や人名用漢字及び一般に通用する文字」で記載することが定められているため、辞典に記載が無い文字はそれに対応する字体に置き換えて記載されることとなります。
文字の置換えを行う必要がある方には、12月上旬頃に書面でお知らせしますので、内容をご確認ください。

● 当て字に関する例(注)
 淳↓濁 取↓職 内↓門

● 本籍表示の統一

現在戸籍に記載されている地番のうち、枝番の先頭に「の」の記載があるものは、その記載が省略されます。
 (例)月潟村大字月潟535番地の1↓月潟村大字月潟535番地1

● 戸籍に使用される文字の取り扱い(例)

本人の申し出により書き換えが可能な文字	書き換える文字
現在の記載 邊	コンピュータ化後 藤
邊	藤
邊	齋
邊	齋
藏	邊
藏	邊
國	伊
國	伊
澤	廣
澤	廣
高	藏
高	藏
藤	鈴
藤	鈴

【お問い合わせ】月潟村役場住民課住民係 376-2710 (内線43)